

平成17年4月1日

## 防火ダンパー及びダンパー用塗料の使用制限について

東京都公害防止条例「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が平成12年12月22日、条例第215号により全面的に改正されました。

これに伴い、日本防排煙工業会は防火ダンパー及び一般ダンパーに使用していた下記塗料を環境に配慮して下記の通り使用を中止することにしました。

### 記

#### 使用中止塗料

塗料名	J I S No	含有鉛成分
シアナミド鉛さび止めペイント	K 5 6 2 5	シアナミド鉛
鉛丹ジクロロメートさび止めペイント	K 5 6 2 2	鉛 丹
速乾赤さび塗料	K 5 5 1 6	四酸化鉛他
亜酸化鉛さび止めペイント	K 5 6 2 3	亜酸化鉛

参考1) 東京都水質汚濁防止法 平成13年9月4日 工場の有害物質に係わる基準  
公共用水域に排出される汚水は  
鉛及びその化合物・・・許容限度 0.01 ミリグラム/リットル

参考2) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第4章工場公害対策等 第1節工場及び指定作業場の規則  
(汚水に係わる有害物質除去設備の設置)

第74条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場(1日当たり通常100立方メートル以上の汚水を公共用水域に排出するものに限る。)を設置している者は、有害物質を取り扱う作業に伴い生じる汚水(以下「作業汚水」という。)と作業汚水以外の水との混合(作業汚水と他の作業汚水との混合を含む。)をして、公共用水域に排出するときは、混合する前の作業汚水につき、当該作業汚水に含まれる有害物質の量が規則で定める基準を超えないようにするために必要な設備を設置しなければならない。ただし、混合した後の汚水につき、設備を設置することが適当な場合として知事が認める場合は、この限りでない。

(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等)

第75条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を損種遵守しなければならない。